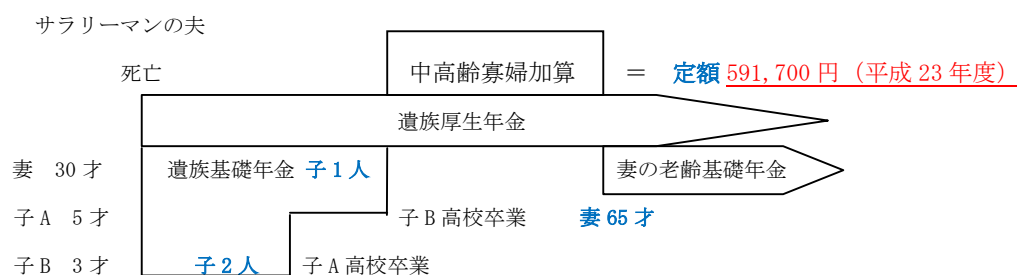


改正 1-9

公的年金（遺族給付）

1 遺族基礎年金の受給

▼遺族年金のイメージ図



(途中省略)

■年金額

基本額＝788,900 円 (平成 23 年度) が受給されます。

また、子のある妻には「子の加算」があります。上の図のケースでは当初「子」が 2 人いましたので年金額が多いですが、子 A が先に高校を卒業したので、その後は子 B の 1 人分のみの加算となり、年金額が減っていることがわかります。

 部分が改正点です。